

2024年3月15日

## 外国為替及び外国貿易法違反者に対し警告を行いました

経済産業省は、本日、塩出 悠介による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、厳正な輸入管理を求めることを主な内容とする警告を行いました。

### 1. 事案の概要

塩出 悠介は、令和元年5月4日、北朝鮮を原産地とする酒類を、経済産業大臣の承認を受けずに、自身の手荷物として輸入しました。

### 2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、塩出 悠介に対し、今後、貿易関連法規に対する理解を深め、厳正な輸入管理を実施するよう求めることを主な内容とする警告を行いました。

（警告対象者）

塩出 悠介

※ 平成 18 年 10 月 14 日以降、外為法に基づく我が国独自の措置として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が禁止されています。

（本発表資料のお問合せ先）

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 黒田

担当者：依田、石塚

電話：03-3501-1511(内線 3241)

03-3501-0538(直通)

メール：bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください